

16 私立高等学校等の学費支援制度等について

神奈川県では私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料の返還不要の補助を行っています。

授業料については、年収約700万円未満の世帯の方に対して、県内私立高校の平均授業料456,000円まで、入学金については、生活保護世帯・住民税非課税世帯の方に対して県内私立高校の平均入学金210,000円まで支援します。

また、多子世帯については、年収約800万円未満の世帯の方に対して、県内私立高校の平均授業料456,000円まで支援します。

私立高等学校等…専修学校（高等課程）、中等教育学校（後期課程）を含みます。

令和5年5月1日時点の制度となります。

令和5年度の授業料・入学金補助額（年額）

- 補助額の判定は、「市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額※1」（父母合計額）にて行います。
- 以下の「年収目安」は、あくまでも目安であり、所得控除の状況などにより変わります。
- 学校への納付額が補助額を下回る場合、納付額が上限額となります。

	所得区分	授業料補助		入学金補助		
	「市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額」※1	① 高等学校等就学支援金 (国)	② 学費補助金 (県)	② 学費補助金 (県)		
年収目安(モデル世帯※4)	生活保護	生活保護				
	非課税	「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が0円※2	396,000円 (通信制297,000円)	+ (60,000円 通信制 159,000円)	210,000円 ➡	授業料:456,000円 入学金:210,000円
	270~590万円 未満	154,500円未満	396,000円 (通信制297,000円)	+ (60,000円 通信制 159,000円)	100,000円 ➡	授業料:456,000円 入学金:100,000円
	590~700万円 未満	203,100円未満	118,800円+	337,200円	100,000円 ➡	
	700~750万円 未満	227,100円未満	118,800円+	74,400円	100,000円 ➡	授業料:193,200円 入学金:100,000円
	多子世帯 ※3	227,100円未満	118,800円+	337,200円	100,000円 ➡	授業料:456,000円 入学金:100,000円
	750~800万円 未満	251,100円未満	118,800円			➡ 授業料:118,800円
	多子世帯 ※3	251,100円未満	118,800円+	337,200円		➡ 授業料:456,000円
	800~910万円 未満	304,200円未満	118,800円			➡ 授業料:118,800円
	多子世帯 ※3	304,200円未満	118,800円+	74,400円		➡ 授業料:193,200円

※1 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。また、生徒が早生まれであり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、「課税標準額」から33万円を減じます。

※2 「市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額」では判定しません。

※3 多子世帯…15歳以上23歳未満の扶養している子ども（中学生を除く）が3人以上いる世帯

※4 モデル世帯…両親・高校生・中学生の4人家族で両親の一方が働いている世帯

①就学支援金（国の制度）……………私立高等学校等に在学する生徒が、家庭の状況にかかわらず、安心して勉学に打ち込めるよう、授業料を補助する制度です。

②学費補助金（県の制度）……………私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料を補助する制度です。生徒・保護者等ともに県内在住、かつ県内設置（通信制の場合、本部長が県内設置）の私立高等学校等に通う生徒が対象となります。

このページの間合せ先

福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課助成グループ TEL(045)210-3793(直通)

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>

神奈川県 学費支援

検索